

平成 23 (2011) 年度 狛江市地域自立支援協議会 狛江市第 3 期障害福祉計画への意見具申 (まとめ)

1. 相談支援体制の現状認識と課題

(1) “障がい” に特化した “総合相談窓口” が必要である

狛江市内には、福祉サービス支援室、健康支援課、子育て支援課、サポート、リヒト、子ども家庭支援センター、教育相談室など、複数の相談窓口がある。しかし、それぞれの機関が得意とする分野・領域は異なり、「障害福祉（の仕組みや制度）」に対して理解の浅い来談者に対して、大きな負担を強いている。

(2) 相談支援事業所が絶対的に不足している

狛江市内には相談支援事業所が不足しており、相談受付窓口の開所時間も制限されている。（下図：「狛江市における障がい者に対する相談支援体制」参照）

→市内に相談支援事業所の指定を受けている事業所は 1 カ所

狛江市における障がい者に対する相談支援体制

狛江市地域自立支援協議会 専門部会 相談支援部会まとめ（平成 23 年 10 月）

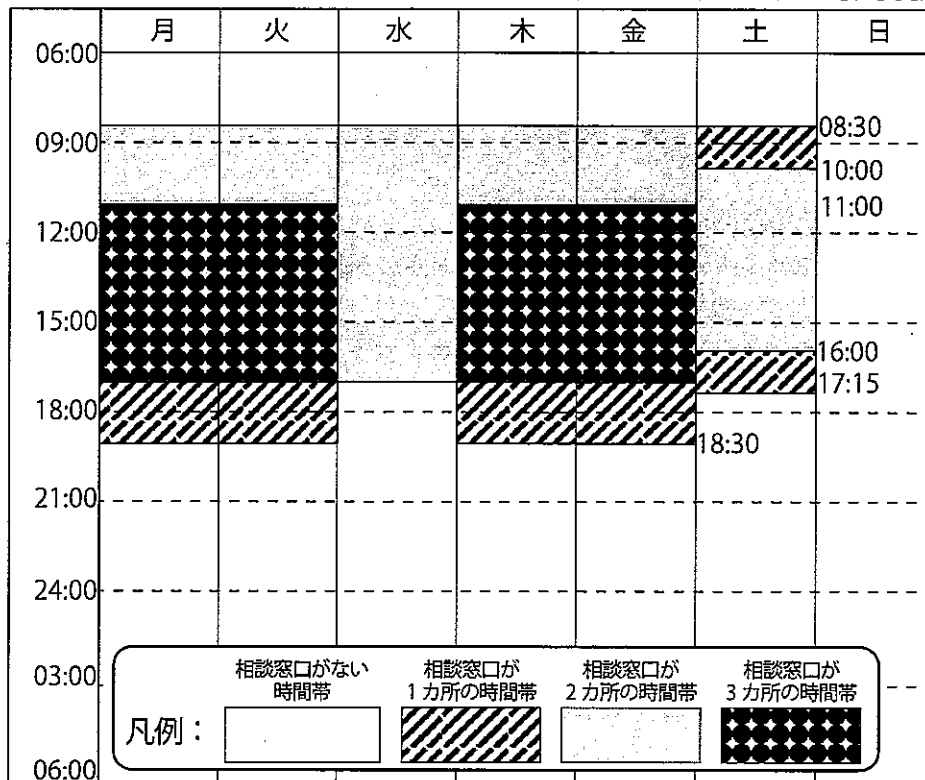
	狛江市福祉保健部 福祉サービス支援室 障がい者支援担当	狛江市障害者 地域自立生活 支援センターサポート	地域生活支援センター リヒト
相談支援事業所 としての事業指定	—	なし	あり
対象	対象：全ての障がい	対象：主として身体・知的障がい	対象：主として精神障がい
職員体制	●障害福祉ケースワーカー：4 名 (地区担当制) ●保健師（精神一般相談）：1 名 (市内全域) ●査察指導：1 名	●常勤：4 名 (社会福祉士：2 名 保健師：1 名 就労担当職員：1 名) ●非常勤：1 名 (当事者スタッフ)	●常勤：4 名 (全てが精神保健福祉士 相談支援専門員：3 名 社会福祉士：2 名) ●非常勤：1 名 (平成 23 年 8 月より欠員)
相談受付時間	●相談受付時間 平日：08:30～17:15 ●休日：土曜・日曜・祝日・年末年始。 ※年末年始や閉庁中は、市役所の代表電話にて、宿直の方が福祉サービス支援室長・係長に連絡をつなげることは出来る。	●相談受付時間 平日・土曜：08:30～17:15 (※第三土曜は除く) ●休日：日曜・祝・第三土曜、年末年始。	●相談受付時間 平日：11:00～18:30 (※水曜は除く) - 土曜・祝日：10:00～16:00 (※第三土曜は除く) ●休日：水曜・日曜・第三土曜、年末年始。 (※祝日を開所した代わりに平日を休所する)
備考	※福祉サービス支援室障がい者支援担当は、他に「障害区分認定調査」・「支給決定の事務作業」等、多岐にわたった業務を行っている。	※上記人員は、「狛江市就労支援センターサポート」と合わせての人数。 【狛江市障害者センター】として運営。ただし、障害者センター B 型ではなく、独自運営。	※上記人員は、障害者相談支援事業・地域活動支援センター I 型事業・地域生活安定化支援事業を合わせて実施している人数。加えて、指定相談支援（サービス利用計画作成費）も実施している。

(3) ケアマネジメントを中核とした相談支援の実施体制の早急な整備が必要である

狛江市内ではケアマネジメントを推し進める事業体も限られている。それゆえ、日常的な相談支援体制が十分に構築されておらず、緊急時の対応に苦慮する原因となっている。(下図:「狛江市における障がい者相談窓口開所状況」参照)

→現在の相談支援体制はケアマネジメントを十分に行なえる体制ではない

狛江市における障がい者相談窓口開所状況 (曜日別・時間別)



(4) 狛江市が想定する相談支援体制を明らかにすべきである

狛江市の考える相談支援体制が不明確であり、将来像を考える材料がない。現在、総合相談窓口が無いことや、現状の狛江市・サポート・リヒトが担っている相談支援の評価、また、子ども分野における相談支援体制も踏まえ、狛江市に必要な相談支援体制像を明確に示して欲しい。

→基幹型相談支援センター等も含め、どのような支援体制が望ましいのか不明瞭

(5) 夜間や年末年始の相談支援体制が無く、早急な整備が必要である

現在、狛江市内には 24 時間 365 日対応できる相談支援体制はない。緊急時の相談支援体制を確立する事は喫緊の課題である。

→狛江市の宿直室を通じて、職員の一部が対応する体制では不十分である

(6) 短期入所や緊急一時保護との連携を前提とした緊急時の相談支援体制が必要である

緊急時の相談支援体制は、短期入所や緊急一時保護施設との連携を前提に構築すべきである。市内に短期入所 4 床では少なすぎる。

→障がいをもつ本人の地域生活が家族等によって支えられている場合、家族等の事故や入院等による突発的な状況の変化によって、本人の生活が成り立たなくなることが容易に予想できる。現状は、このような緊急時に本人を受け止める福祉サービスの体制が整っていない。

2. 地域生活支援体制の課題

(1) “年齢”に応じた、息の長い生活支援体制の構築が必要である

就学前の療育、就学中の学校・放課後・地域での活動は、サービス全体量も個別支給量もともに非常に不足している。また、障がい児に対しては長期の休暇中や休日の居場所がなく、思春期には、安心できる居場所や仲間作りの取り組みをする機会も限られている。

障がい者を対象とした事業所でも、多様な背景に応じた地域生活支援ができるよう、いっそうの努力が必要である。

(2) “障がいの特徴”や家族に焦点をあてたケアやサービスの提供体制が必要である

“障がい”の違いや、一人ひとりの生活（暮らし）に合わせるかたちで、多様な形態のケアやサービスの提供がなされるべきである。特に狛江市では、重度の身体障がいや医療的ケアが必要となる方に対して、地域で利用できるサービスが著しく限られている。

3. 研修の課題

(1) ケアマネジメントを中核とした支援体制が可能となる従事者研修が必要である

障がい福祉サービス事業所の従事者が、それぞれの事業所で自信を持って個別ケア会議を実施できるようになることが望ましい。そのためには、ケアマネジメントを理解した上で支援が可能となるような研修の企画・実施が望まれている。

研修の内容は、知識の習得を目的とした座学形式のものではなく、ワークショップや演習などを入れる参加型が望ましい。

→研修・人材育成に対する費用がこれまで以上に必要となる。

(2) 支援の実際（支援を受けたご本人の経験）を共有する機会が必要である

支援をした事業者・支援を受けたご本人それぞれの経験を共有し、個別支援がどのように行なわれたかを共有する機会が必要である。障がいをもつご本人や家族、そして関係者が、実際に経験された事を話していただく場を設ける。その際、成功例だけではなく失敗例も含め共有し、その後の支援（支援を受けるご本人のこれから）に活かせるものにしていく配慮が必要である。

(3) 事業者・ご本人両方に役立つ“社会資源マップ”の作成が急務である

地域自立支援協議会運営強化事業（国事業）を活用しながら、事業者・ご本人の両方に対して役に立つ“社会資源マップ”を作成する必要がある。“社会資源マップ”には、狛江市内にある障害福祉サービス事業所等についての情報が掲載されており、市民に広く周知される必要がある。また、これに加え、関係者向け・障がいのあるご本人向け・簡易版などに順次取り組んでいく必要がある。